

# 事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、労働市場の改善が継続したことや訪日外国人観光客によるインバウンド消費の好調などから底堅く推移しましたが、後半は米中貿易問題の影響などにより、一部の企業業績は鈍化するなどやや弱含みました。

当社は、2018年1月26日に発生した不正アクセスによる仮想通貨NEMの不正送金に関連し、お客様の資産保護および不正送金の原因究明のため部分的にサービスを停止し、業務改善計画の策定とその実行により、経営管理態勢および内部管理態勢の改善を図ってまいりました。

また、外部専門家による協力を受け技術的な安全性の確認が完了したサービスについて、段階的に再開を行ってきましたが、当事業年度においては、2018年4月から6月にかけて、前事業年度に再開していなかった仮想通貨の出金・売却を再開し、2018年10月から11月にかけて、「新規口座開設」「一部仮想通貨の入金・購入」を再開しました。

しかしながら、仮想通貨相場が低迷した影響を大きく受け、仮想通貨取引額が前事業年度より大きく減少し、当事業年度の営業収益は2,115百万円（前事業年度比96.6%減）となりました。また、経常損失2,640百万円（前事業年度経常利益53,626百万円）、当期純損失2,743百万円（前事業年度当期純利益4,388百万円）を計上いたしました。

### (2) 設備投資等の状況

当事業年度における主な設備投資は道玄坂オフィス増床による464百万円（建物198百万円、建物付属設備67百万円、器具備品197百万円）であります。

### (3) 資金調達等の状況

記載すべき重要な事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当事業年度は内部管理態勢をさらに強化し、2019年1月、仮想通貨交換業の登録が完了しました。

引き続き、マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策に関して、リスクの特定および評価を行い、リスクに見合った低減措置を講じるなどリスク管理態勢の整備を行う必要があります。

また、今後は、取扱仮想通貨や仮想通貨関連サービスを追加し、仮想通貨取引額を増やすことにより収益拡大をめざします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第4期 2016年3月期	第5期 2017年3月期	第6期 2018年3月期	第7期 (当事業年度) 2019年3月期
売上高 (百万円)	8,511	77,230	—	
営業収益 (百万円)	—	—	62,604	2,115
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	471	742	53,626	△2,640
当期純利益又は当期純 損失 (△) (百万円)	0	471	4,388	△2,743
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	0.17	265.46	2,472.02	△1,431.12
総資産 (百万円)	179	3,868	166,448	72,834
純資産 (百万円)	69	540	4,929	2,540
1株当たり純資産 (円)	39.14	304.60	2,776.62	1,545.53

- ※1 第5期まで仮想通貨販売所の取引高を、「売上高」「売上原価」と両建てで総額表示しておりましたが、第6期より、両者を相殺して「営業収益」として純額表示しております。
- ※2 第5期まで保有している仮想通貨の価格変動による損益を営業外項目に表示しておりましたが、第6期より「営業収益」に含めて表示しております。
- ※3 第6期は、仮想通貨取引量の大幅な増加により、経常利益が大きく増加しました。
- ※4 第7期（当事業年度）は、仮想通貨取引量の大幅な減少により、営業収益が大きく減少しました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2019年3月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社はマネックスグループ株式会社であります。同社は2018年4月16日に当社株式の100%を取得し当社の親会社に該当することとなりました。

親会社との主な取引は、役務の受入であります。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社は、仮想通貨交換業を行っております。

(8) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

本店 東京都渋谷区  
道玄坂オフィス 東京都渋谷区  
福岡オフィス 福岡県福岡市博多区

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

159名 (前期末比 53名増)  
臨時雇用者 (アルバイト) は含めておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

- ① 当事業年度末の当社に対する訴訟 (裁判外紛争解決制度 (ADR) を含む。) は22件、その訴額合計は671百万円であります。このうち2018年1月の仮想通貨NEMの不正送金に関連した訴訟は19件で、その訴額合計は627百万円であります。
- ② 変動した市況下において、常に黒字体制を構築するため、販売費及び一般管理費の削減計画を策定中であります。

2. 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

①発行可能株式総数 200,000,000株

②発行済株式の総数 1,775,267株

2018年5月15日付で、A種優先株式312,500株、B種優先株式212,767株のすべてを普通株式に1:1で転換しております。この結果、当社の発行済株式総数は普通株式1,775,267株となりました。

③株主数 1名

④大株主

株主名	持株数	持株比率
マネックスグループ株式会社	1,775,267株	100.0%

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が有する新株予約権の状況（2019年3月31日現在）

名称	第1回新株予約権
発行決議日	2016年12月27日
役員の保有状況	2,000個（1名）
うち監査役	2,000個（1名）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,000株 （新株予約権1個につき1株）
新株予約権の払込金額	払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1個当たり 225円
新株予約権の行使期間	2016年12月27日から2026年12月26日まで

#### (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第3回新株予約権
発行決議日	2018年5月31日
新株予約権の数	33,716個
交付者数及び交付個数	使用人109名 33,716個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 33,716株 （新株予約権1個につき1株）
新株予約権の払込金額	払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1個当たり2,777円
新株予約権の行使期間	2018年6月1日から2028年5月31日まで

名称	第4回新株予約権
発行決議日	2018年5月31日
新株予約権の数	265,000個
交付者数及び交付個数	使用人2名 265,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 265,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	1個当たり1,340円
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1個当たり2,777円
新株予約権の行使期間	2018年6月1日から2025年11月30日まで

名称	第5回新株予約権
発行決議日	2018年8月10日
新株予約権の数	27,081個
交付者数及び交付個数	使用人22名 27,081個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 27,081株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1個当たり2,777円
新株予約権の行使期間	2018年8月11日から2028年8月10日まで

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	勝屋 敏彦	マネックスグループ株式会社 常務執行役
取締役 執行役員	上田 雅貴	マネックスグループ株式会社 執行役
取締役	松本 大	マネックスグループ株式会社 取締役会長 兼代表執行役 マネックス証券株式会社 代表取締役社長 TradeStation Group, Inc. 取締役会長 MasterCard Incorporated 社外取締役 株式会社ユーザベース 社外取締役
取締役	久保利 英明	弁護士 日比谷パーク法律事務所代表 株式会社日本取引所グループ 社外取締役
取締役	玉木 武至	
監査役（常勤）	長坂 一可	
監査役	郷原 淳良	
監査役	佐々木 雅一	公認会計士 マネックス証券株式会社監査役

- (注) 1. 取締役 久保利英明、取締役 玉木武至の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 長坂一可、監査役 郷原淳良の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役 久保利英明氏は、弁護士としての高い専門性を有し、社外役員としての豊富な知識と経験を有するものであります。
4. 取締役 玉木武至氏は、金融機関における経験及び役員としての高い見識と豊富な経験を有するものであります。
5. 監査役 長坂一可氏は、金融機関における経験及び役員としての高い見識と豊富な経験を有するものであります。
6. 監査役 郷原淳良氏は、金融機関における経験及び役員としての高い見識と豊富な経験を有するものであります。
7. 監査役 佐々木雅一氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相  
当の知見を有するものであります。
8. 当事業年度中における取締役及び監査役の異動
- ・2018年4月16日開催の臨時株主総会において、勝屋敏彦、上田雅貴、松本大、久保利英明、玉木武至の5氏が取締役に、長坂一可、郷原淳良、佐々木雅一

の3氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

- ・2018年4月16日開催の臨時株主総会終結の時をもって取締役和田晃一良氏、取締役大塚雄介氏、取締役和田圭祐氏、監査役佐俣安理氏は辞任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役松本大氏、取締役久保利英明氏、取締役玉木武至氏、監査役長坂一可氏、監査役郷原淳良氏および監査役佐々木雅一氏とは、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人数	金額
取締役 (うち社外取締役)	2名 (2名)	18百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	18百万円 (12百万円)
合計 (うち社外役員)	5名 (4名)	36百万円 (24百万円)

(注) 取締役の報酬は、2017年5月31日開催の第5回定時株主総会決議による報酬限度額年額300百万円以内です。また監査役の報酬は、2018年4月16日開催の臨時株主総会決議による報酬限度額年額50百万円以内です。



(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	久保利英明	就任後、当事業年度に開催された取締役会16回中15回に出席いたしました。 取締役会では、議案審議等に対して適宜質問し意見を述べております。
取締役	玉木武至	就任後、当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。 取締役会では、議案審議等に対して適宜質問し意見を述べております。
監査役	長坂一可	就任後、当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。取締役会では、討議内容についての疑問点等を解消するため適宜質問し、客観的な観点から意見を述べております。 また、当事業年度に開催された監査役会10回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	郷原淳良	就任後、当事業年度に開催された取締役会16回中15回に出席いたしました。取締役会では、討議内容についての疑問点等を解消するため適宜質問し、客観的な観点から意見を述べております。 また、当事業年度に開催された監査役会10回中9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条に基づき、取締役会決議があったものとみなす、いわゆる書面決議を当事業年度中に2回行いました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当事業年度に係る報酬等の額

57百万円

#### ②当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

57百万円

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人から非監査業務として、仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務の提供を受ける予定です。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役会決議により、内部統制システムの構築に関する基本方針を以下のとおり定め、これに従い内部統制システムを構築し、その確立に努める。

#### ①取締役および執行役員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

##### (i) 会社法が定める内部統制システムの構築に関する取締役（会）の役割

- ・取締役は、他の取締役および執行役員の職務の執行の適合性につき監視し、取締役会を通じて必要な監督を行う。
- ・取締役は、取締役および執行役員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための内部統制システムを構築し、法令定款遵守の体制の確立に努める。

##### (ii) 会社法が定める内部統制システムの構築に関する監査役（会）の役割

- ・監査役は、法令および規程に定められた権限を行使し、取締役および執行役員の職務の執行を監査する。
- ・監査役は、取締役および執行役員の職務の適合性を確保するための内部統制システムの運用について監査する。

##### (iii) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・取締役および執行役員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の取締役、監査役、執行役員および従業員（以下「役職員」と総称する）が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動

指針を定める。

- ・社長執行役員およびその他の執行役員が出席するコンプライアンス委員会を毎月開催し、法令の遵守状況の確認を行い、同会議の結果を取締役に報告するものとする。

(iv)内部監査部門の設置

- ・取締役および執行役員の適切な職務執行を確保するため、代表取締役その他の取締役から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。

(v)内部通報制度の整備

- ・法令遵守上疑義のある取締役および執行役員の行為等についての早期発見および是正を図ることを目的として、通報受領者（社外に指定する弁護士）に役職員が直接情報提供を行う内部通報制度を整備する。

②取締役および執行役員の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(i)情報の保存・管理

- ・取締役および執行役員の職務の執行にかかる情報については、文書その他の情報の取り扱いにかかる規程に従い適切に保存および管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i)各種リスクの管理

- ・リスク管理の基本方針および体制にかかる規程を定める。
- ・リスク分類毎に各管掌執行役員がリスクの管理を行い、各管掌執行役員が定期的にリスク委員会に報告し、同会議の結果を取締役に報告し、取締役会が確認することによりリスクの管理を行う。

④取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i)組織関連規程の整備

- ・役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務権限、業務分掌および決裁権限にかかる規程を定める。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(i)企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・使用人（執行役員および従業員をいう）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の役職員が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定める。
- ・社長執行役員およびその他の執行役員が出席するコンプライアンス委員会を毎月開催し、法令の遵守状況の確認を行う。

- (ii)内部監査部門の設置
    - ・適切な職務執行を確保するため、代表取締役その他の取締役から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。
  - (iii)内部通報制度の整備
    - ・法令遵守上疑義のある使用人の行為等についての早期発見および是正を図ることを目的として、通報受領者（社外に指定する弁護士）に役職員が直接情報提供を行う内部通報制度を整備する。
- ⑥株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i)親会社その他の企業集団内における取引等の公正性を確保する体制の整備
    - ・親会社その他の企業集団各社との取引における公正性、適法性を確保するため、業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行う。
    - ・親会社における、当社を含む企業集団の業務の適正を確保するための体制整備に適切に対応する規程を定めるとともに、適正な人員配置を行う。
  - (ii)親会社の子会社・関連会社に対する検査権・監査権の確保
    - ・親会社による、当社を含む企業集団の業務に対する内部監査部門および監査役の監査の実施を実効あらしめる体制を構築し、運用する。
  - (iii)親会社と共通の各種基本方針の策定
    - ・親会社における、当社を含む企業集団の業務の適正を確保するための各種基本方針に適切に準拠した各種基本方針を策定・整備する。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (i)監査補助者の選任
    - ・監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」）を必要とする場合に備え、取締役会は監査役の意見を聴いた上で、予め監査補助者となるべき使用人を選任する。監査役は、必要と認めるときはいつでも、当該使用人を監査補助者として監査役の職務を補助させることができる。
  - (ii)監査役への報告
    - ・監査補助者は、監査補助業務に関して監査役に対して報告を行う。
- ⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i)監査補助者の人事上の独立性
    - ・監査補助者による監査補助業務の遂行に影響を及ぼしまたは支障となる可能性がある人事上の措置に関する事項は、監査役の同意を予め得た上で、取締役会に

において決定する。

(ii) 監査補助業務の指揮命令系統の独立性

- ・ 監査補助者は、監査補助業務の遂行にあたっては、監査役の指揮命令を受け、報告を行うものとし、取締役に対してはこれらの義務を負わない。

⑨ 監査役の⑦の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(i) 人員の配置

- ・ 監査補助者につき、監査役の指示を実効的に遂行するために必要な知識・能力を備えた人員を配置する。

⑩ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- ・ 役職員は、以下の場合には直ちに監査役に対して報告を行う。
  - イ. 重大な法令、定款違反または不正行為を発見した場合
  - ロ. 当社または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
  - ハ. 内部統制システムの体制および運用等に関する重大な欠陥および問題を発見した場合
- ・ 役職員は、上記以外についても、監査役からの求めがある場合には監査役に対して報告を行わなければならない。

⑪ ⑩の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(i) 規程の整備

- ・ 内部相談・通報に関する規程を設け、前号の報告をしたことによる不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑫ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(i) 予算の確保

- ・ 当社は、監査役の職務の執行に必要な予算を確保するとともに、監査役の職務の執行を妨げないよう、予算外の費用が必要となった場合においても、これを適切に処理する。

(ii) 専門家の利用

- ・監査役は、当社の費用において、その職務を執行するために必要な外部のアドバイザー、弁護士、その他専門家を利用できるものとする。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i)監査役による監査の実効性を確保するための体制の整備

- ・監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役に対する役職員の報告義務その他協力義務に関する規程を定める。
- ・監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため必要と認める会議に出席できる。
- ・監査役の監査の実効性を高めることを目的として、監査役が代表取締役その他の役職員と定期的および適宜に意見交換を行うことができる体制を整備する。

⑭財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

(i)財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

- ・適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。

(ii)取締役会の任務および責任

- ・取締役会は、財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用に関して監督責任を有し、その整備・運用状況を監視する。

(iii)体制整備・運用の状況の評価

- ・財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用の状況を確認するための仕組みを整備する。

⑮反社会的勢力との関係遮断

(i)反社会的勢力の関係遮断

- ・反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然と対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等に決定に関する方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載している数値は、表示単位未満の端数を切り捨てしております。

以上